

「皇后盃 第41回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会」の新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン

本大会は、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本陸上競技連盟、京都市などが定める新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の予防に関するガイドライン(ガイダンス)等を順守した上で開催します。参加者及び大会関係者の皆さまは、感染予防対策へのご協力をお願い致します。

※上記ガイドライン(ガイダンス)の改訂及び新型コロナウイルスの感染状況等により、本ガイドラインを変更する可能性がありますので予めご了承ください。

【1】大会開催の前提

1. 京都府および京都市からイベントの開催が認められている。
2. 京都府内において、開催日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等において課される行動制限下における大会開催については、政府の方針、京都府および京都市の方針に沿って開催する。開催にあたっては京都府、京都市と感染防止に関する諸事項について十分協議し、政府や京都府、京都市から示された条件等を踏まえ、感染リスクをできる限り軽減させる策を講じる。
3. 感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の対応について医師や保健師と相談を行う。
4. 大会に関わる全ての人(競技者・監督・コーチ・審判員など)は日頃より体調管理・検温を実施する。
5. 基本的な感染防止策(マスクの着用、手洗い、三密の回避)を徹底し、新型コロナウイルスのワクチン3回接種を競技会に関わる全ての人に推奨する。
6. 日本陸上競技連盟の「陸上競技活動開催のガイダンス」および「ロードレース開催についてのガイダンス」に沿った大会運営を行う。

【2】新型コロナウイルス感染症対策の基本事項

1. 3密(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避。
2. 小まめに手洗いまたは手指の消毒を行う。
3. 競技場などへの入場時における検温。
4. マスクの持参、着用と、咳エチケットの実施。
5. 体調管理チェックシートを活用し体調管理を徹底。
6. 大会終了後、2週間以内に発熱などの症状があった場合には最寄りの保健所、診療所(かかりつけ医)等に相談し、必ず主催者に報告する。

【3】新型コロナウイルス感染症対策室の設置

本大会における感染症に関する施策の策定や意思決定等を行う合議体である「新型コロナウイルス感染症対策室」を設置する。

【4】競技者、監督・コーチ、大会・競技役員、報道関係者、大会運営関係者に感染者、濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合の参加・従事の可否

1. 感染者への対応

発熱や咽頭痛などの症状がある場合は、発症日（＝症状が出現した日、0日目）から7日間の健康状態を観察する療養期間を経過、かつ症状軽快後24時間経過した場合は療養解除、参加・従事可。発症の時間（夕方や夜など）によっては療養解除が翌日になる場合がある。症状がない場合は、陽性となった検体採取日（0日目）から7日間の健康状態を観察する待機期間を経過後待機解除、参加・従事可。ただし、待機期間の5日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は6日目から待機解除が可能。いずれの場合も、症状がある場合は解除後10日間が、症状がない場合は解除後7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用する等、自主的な感染予防行動を徹底する。

※症状軽快とは、解熱剤を服用せずに発熱（37.5度以上）がなく咳などの呼吸器症状が改善している状態。

※症状がない場合で待機期間中に発症した場合は、有症状の場合の療養期間が適用される。

2. 濃厚接触者への対応

保健所から濃厚接触者と認められた場合、5日間の健康状態を観察する待機期間を経過し、症状が出ていない場合は参加・従事可。ただし、待機期間の2日目及び3日目に薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日目から待機解除が可能。いずれの場合も、検温など自身による健康状態の確認や、マスクを着用する等の感染対策を行う。

3. 感染疑い者への対応

厚生労働省の薬事承認をうけた抗原定性検査キットを使用し、検査する（陽性の場合は「1. 感染者への対応」を参照）。

【5】競技者・監督・コーチの対応事項

1. 大会1週間前の1月8日からの体調チェックおよび検温を行う。指定の体調管理チェックシートに記入して自己管理し、大会当日チーム代表者は、競技者・監督・コーチの体調に異常がない旨の確認書を提出する。
2. 当日受け付け時に競技者・監督・コーチは検温を行い、健康状態を確認する。
3. 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。
 - ①体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）

- ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
4. 運動時を除き必ずマスクを着用し、手洗い・手指消毒・洗顔を徹底する。
 5. ウォーミングアップは個別に行う。
 6. 体液の付着したゴミは自己責任で処理する。(基本的に持ち帰り)

【6】大会関係者の対応事項

1. 大会1週間前の1月8日からの体調チェックおよび検温を義務付け、指定の体調管理チェックシートに記入して自己管理する。
2. 当日受け付け時に検温を行い、健康状態を確認する。
3. 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる。
 - ①体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ②同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ③過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触がある場合
4. 競技者との接触をできる限り減らす。
5. 必ずマスクを着用し、手洗い・手指消毒・洗顔を徹底する。
6. 競技用器具、通信機器、審判用具、計測機器、情報端末、その他共用物の使用後は手洗い・手指消毒を行う。

【7】競技者・監督・コーチの移動・宿泊に関する対策

1. 宿泊予定施設には、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟)」の順守を依頼する。また、バス事業者には、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(公益社団法人日本バス協会)」「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン(貸切バス旅行連絡会)」の順守を依頼する。
2. バス内ではマスクを着用する。
3. チームが使用する部屋は事前に消毒、換気するよう宿泊施設へ依頼する。
4. 自室以外ではマスクを着用する。
5. エレベーターのボタンなどの共用部分は、可能な限り素手で触れないようにする。素手で触れた場合は、速やかに手洗いか手指消毒を行う。

【8】競技に関する事項

1. 招集所、スタート前、中継所では、競技者同士のフィジカルディスタンスをできる限り確保する。

2. 競技中・フィニッシュ後に倒れ込んだ競技者のケアは、防護体制（マスク、防護服、使い捨て手袋着用など）を整えたスタッフで対応する。
3. タスキの受け渡し時に大声で呼び掛けなどをしないこと。
4. 競技役員から指示されるまで、マスクは着用しておく。

【9】式典に関する事項

1. 開会式は、3密を回避した方法で開催するが、規模の縮小を検討する場合がある。
2. 表彰式は、3密を回避した方法で開催するが、規模の縮小を検討する場合がある。

【10】競技場等施設における対策

1. 施設入場時の対策

- ①競技場施設内、補助競技場への入場は、競技者および関係者（報道関係者を含む）のみとする。関係者は事前連絡の上、必ず来場時に受け付けを済ませ、ADカードの交付を受ける（ADカードの事前送付対象者も受け付けが必要。検温により異常がない場合はADカードに検温済みシールを貼付し、各入場時の検温を省略する）。
- ②各施設への入場時は、検温（検温済みシールが貼付されたADカード提示者は不要）と手指消毒を徹底し、マスクの着用を確認する。
- ③競技者と競技役員の動線をできる限り分ける。

2. 施設利用上の対策

- ①競技場諸室等の室内換気を徹底する。
- ②競技場諸室、招集所などでは座席間隔を空け、フィジカルディスタンスを確保し、密集、密接を避ける。
- ③室内清掃・消毒を行い清潔に保つ。
- ④ゴミ箱は設置しない。ゴミは各自で持ち帰る。
- ⑤シャワー室は原則使用しない。
- ⑥更衣室は換気を徹底し、一度に入室する人数を制限する。
- ⑦医務室でのフィジカルディスタンスを確保する。
- ⑧発熱者が出た場合の隔離室または隔離できるテント（飛沫感染防止可能なカーテン、パーテーションなどで仕切ったコーナー）を確保する。

3. ウォーミングアップ会場の対策

- ①フィジカルディスタンスの確保を工夫する。
- ②ウォーミングアップ会場の観戦を禁止する。

【11】報道関係者・取材への要請事項

1. 大会の取材は事前申請制とし、取材要項（別紙）に基づいた取材活動を要請する。

【12】大会終了後の対応

1. 競技者および関係者（報道関係者を含む）は、大会終了後2週間、体調管理チェックシート（大会後）を記入し、体調管理を行う。発熱などの症状が発生した場合は、必ずかかりつけの医療機関などに相談・受診し、診断結果を大会事務局に報告する。
2. 大会事務局は、大会終了後、2週間以内に感染の報告を受けた場合、感染の情報を入手し、京都市の衛生部局に連絡し、指示に従い協力する。

【13】新型コロナウイルス感染症に関する免責事項について

1. 主催者は新型コロナウイルスの感染に関していかなる責任も負わない。
2. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大会の中止、変更などが生じた場合、主催者はその損害について責任を負わない。

【14】個人情報の取得・利用について

1. 主催者は、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、体調管理チェックシートに記入された個人情報を取得、保管する場合がある。取得した個人情報は、健康状態の把握、参加・来場可否の判断および必要な連絡のために利用し、感染者またはその濃厚接触者、感染疑い者が発生した場合に、必要な範囲で保健所・医療機関等の第三者へ情報を提供することがある。
2. 取得した個人情報の保管期間は大会終了後少なくとも1カ月とする。保管期間を過ぎた当該情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

以上